

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若草福社会の定款（以下「定款」という。）第8条に規定する役員及び定款25条に規定する評議員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、次の通りとする。但し、施設に勤務している役員は除く。

内 容	対 象 区 分	支 給 額
理事会、評議員会における日当	理事・監事、評議員	3,000円
理事会、評議員会における旅費	理事・監事、評議員	1,000円
研修における日当	理事・監事、評議員	3,000円
出張・研修に係る旅費	理事・監事、評議員	実 費
研修に係る宿泊費	理事・監事、評議員	実 費
法人の必要な業務において拘束時間6時間以上の日当	理事・監事、評議員	8,000円

2. 日当とは実費弁償の費用として支給するため、以下の事項に該当する場合は、日当は支給されない。

- ・ 30分未満の審議事項の場合

(改正)

第4条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成20年 5月14日から施行する。

この規程は、平成25年12月14日に改正し、実施する。

この規程は、平成26年3月15日に改正し、実施する。